

父名義の口座の預金者が口座開設等した子であると認定された事例

- 【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和5年7月18日
【事件番号】 令和4年（ワ）第11599号（本訴）、令和4年（ワ）23680号（反訴）
【事件名】 預り金返還請求事件（本訴）、預金債権帰属確認請求反訴事件（反訴）
【裁判結果】 本訴請求認容、反訴請求認容、確定
【参照法令】 民法666条・703条・704条
【掲載誌】 金判1681号38頁
◆ LEX/DB 文献番号 25596809

早稲田大学教授 新井 剛

事実の概要

原告X（自宅は東京都台東区）と被告Y（同墨田区）は親子である。Xと妻との間には長女Y、次女F、長男Gが居た。YとFが結婚して家を出た後、平成15年に妻が死去して以降は、Xと無職のGが同居してきた。妻の死後、Xには認知症の症状が始まった。そのXの面倒を最も看たのがYである。Xは令和元年には認知能力の低下が進行し、令和2年8月26日、有料老人ホームに入所した。そしてYは同年9月11日頃、東京家庭裁判所に対し、Xについて成年後見開始の審判を申し立てた。その際、Yは後見人に自分を推薦しなかった。その理由はGに公平性を疑われ、トラブルになるのを避けたためである。同年10月30日、同裁判所は同審判をし、Xの後見人として弁護士Zが選任された。Xの当時の収入は年金程度であり、Yは同年頃迄にXの食費、日用品費、施設の管理費等を立て替え、その額は少なくとも44万6496円に上っていた。

ところでYは平成10年9月10日、外資系のB銀行α支店で、X名義の「円建普通預金口座」を開設した。またYはインターネット上で、X名義の同行「外貨建定期預金口座」も開設した（以下、両口座を併せて呼ぶ際は「本件各預金口座」という）。その後、B銀行は日本での事業をA銀行へ譲渡し、本件各預金口座はA銀行α支店に移管された。なお本件各預金口座は、Xの住所を登録住所地としていた。またYは定年退職する令和3年9月迄、

α支店近くのC社に勤務していた。

円建普通預金口座には、㉗少なくとも平成24年11月から平成28年4月迄の間、毎月25日頃に5万円ずつ入金されていた（令和4年に入出金履歴の調査囑託をしたが、10年前迄しか遡れなかった。そのため、それ以前にも同様の入金がありうる）。また㉘平成29年12月21日にD銀行からXへの配当金2万1357円が、㉙平成30年5月22日に台東区からXへの税務還付金4700円と1万4100円の計1万8800円が入金された。さらに㉚令和2年5月26日、Xの株式売却金額としてE証券会社に保管の814万0169円が入金された。一方で、翌27日から同年7月2日迄の間に、Yは1回50万円、計15回で合計750万円を同口座から出金した。

そこでXがYに対し、YがX名義の同口座から合計750万円を出金したとして、不当利得返還請求権に基づき、同額からYによる立替費用の44万6496円を控除した305万3504円とこれに対する令和3年9月14日以降の法定利息の支払いを求めたのが本件本訴である。

これに対してYは、YのXに対する不当利得返還請求権に基づく本件各預金口座残高の一部156万6771円¹⁾に関する債権を自働債権、本訴請求債権を受働債権とする相殺を主張した。

また裁判官の釈明権行使により、YがXに対し、本件各預金口座の預金者はYであることの確認を求めたのが本件反訴である。

判決の要旨

本件各預金口座に係る預金者はYか

「(1) Y本人は……父であるXと海外旅行に行くことを考え、そのための資金を、自分名義の預金と区別して貯蓄するために……X名義での預金口座を開設……した、……開設場所は、Yの勤務先に近いα支店を選んだ、本件各預金口座開設後は、勤務先であるC社の給与の一部5万円を毎月振り込んでもらうこととし、本件円建預金口座に一定の貯蓄ができた際には、本件外貨建預金口座に振り替えることにした、本件各預金口座には通帳や登録印鑑はない、キャッシュカードやその利用に必要な暗証番号はYが管理していた……と供述する。

上記の供述は、上記の認定できる事実、特に、Xは自宅近くの支店で複数の預金口座を保有しているところ、本件各預金口座は、Xの自宅近くではなく、Yの勤務先に近いB銀行α支店で開設されている……本件円建預金口座にはYの勤務先であるC社から定期的な入金がある……Yはキャッシュカードの現物を保持していたことがうかがわれる……といった客観的な事実関係を概ね矛盾なく説明できており、その説明内容に不自然・不合理といえる部分は見当たらない。そうすると、上記Y本人の供述は信用できる。

(2) 上記認定事実に、上記(1)の信用できるY本人の供述を踏まえると、本件各預金口座は、Yが自身名義の預金口座を保有する、Yの当時の勤務先近くに所在するB銀行（現在のA銀行）のα支店に開設されたものであり、その入金頻度、入金数としては、Yに帰属すべき、C社からの定期的な給与の支払が多く、全体の入金数の大半を占めているといえ、Xに帰属すべき金員の入金は……株式の売却代金のほか……配当金と税務還付金の3度しかない。また、本件預金口座の取引に要するキャッシュカードはYが管理していたものと認められる。

これらの事実を総合すると、本件各預金口座は、Yによる取引に便宜な箇所で開催され、その取引内容もYのためのものが大半を占めるといえるのであり、他の入金は預金口座がX名義であるゆえ、単発的・便宜的に入金されたものとみても説明できないものとはいえない。また、取引明細書……

については、X名義での預金口座である以上、X住所に送付されることから当然にXの預金であるとはいえない。そうすると、本件各預金口座の預金者は、その名義に関わらず、Yであるものと認められる。」

本訴について

「Yは、本件各預金口座がYに帰属する場合には……合計750万円の出金については、それがXに帰属すべき株式の売却代金を原資とするものであることから、同額から争いのない相殺額44万6496円を控除した後の額である本訴請求額相当額の返還義務を争っていない。

また、Yは、少なくとも、Xから本訴請求額相当額以上の返還請求を受けた時点（令和3年6月18日……）以降は民法704条所定の民法所定の年3分の割合による法定利息の返還義務を負う。」

結論

「よって、本件各預金口座の預金者がYとは認められない場合の争点については判断の必要がなく、Xの本訴請求には理由があり、Yの反訴請求にも理由があるから、これらをいずれも認容する。」

判例の解説

一 はじめに

本判決はXの本訴請求とYの反訴請求の双方を認容した珍しい判決であるが、矛盾はないのか。Xは、本件各預金口座の預金者がXであることを前提に、Y出金の750万円からYによる立替費用44万余円を控除した額のみを本訴請求した。もし預金者がYなら、この請求では前記①②と④－750万円の総計68万0326円をXは取り損なうからである。これに対しYの反訴請求は、預金者がYであることを確認するもので、両請求を認めることには矛盾があるように思われる。それではどう評価すべきか。以下検討する。

二 預金者の認定

1 従来の判例・学説と現在の到達点

預金者の認定に関して従来の判例は、出捐者を

もって預金者とする立場（客観説）を採用していた（無記名定期預金に関して①最判昭32・12・19民集11巻13号2278頁、②最判昭48・3・27民集27巻2号376頁等、記名式定期預金に関して③最判昭52・8・9民集31巻4号742頁等）。学説の多数はこれに賛成したが、預入行為者をもって預金者とする主観説や、折衷説もあった²⁾。

ところが平成15年に、客観説によると説明困難な最高裁判決が複数出された。④最判平15・2・21民集57巻2号95頁は、損害保険会社甲の代理店乙が、同名義で保険契約者から収受した保険料を入金していた普通預金口座に関して、甲ではなく乙を預金者とした。⑤最判平15・6・12民集57巻6号563頁は、債務整理を受任した弁護士が、委任者から交付された金銭を弁護士名義の普通預金口座に入金していた事案において、預金債権は弁護士に帰属するとした³⁾。そのため夥しい数の判例評釈や研究が公表された⁴⁾。その見解は分かれるが、④や⑤は客観説ではなく、契約当事者認定の一般法理に従って判断したと解する見解が有力である⁵⁾。

2 平成15年最後の下級審裁判例 （特に借名口座に関して）

その後、下級審では④⑤と同様、出捐者＝預金者と直ちには認定せず、契約当事者認定の一般法理により具体的事実を総合的に考慮して判断する裁判例が多い⁶⁾。本件と同じ借名口座に関しては、口座開設・管理者を預金者とする裁判例（⑩東京地判平24・5・31金法2002号147頁、⑪東京高判平24・11・14金法2002号135頁（⑩の控訴審）、⑫東京地判平28・6・10金法2061号87頁、⑬東京地判平29・8・18平29（ワ）2140号）と口座名義人を預金者とする裁判例（⑭東京高判平27・9・9金判1492号38頁）がある⁷⁾。⑫⑬は、平成12年に祖母が孫名義でした定額郵便貯金の貯金者につき、出資者、預入者、貯金証書・印鑑の保管者がいずれも祖母である等から、孫の名義を借用した祖母の貯金であるとした。⑭は、平成9年に子名義で母が開設して管理し、主に母の財産が入金された他、母の実父から子のための教育資金が定期的に入金された預金口座につき、子名義を使って開設された母の借名口座である疑いが濃厚（預金者は母）であるとした。⑮も、昭和59年と

平成9年に母が子名義で口座を開設した事案で、母を預金者とした。

これらの背景には、平成14年4月22日成立、15年1月6日施行のいわゆる本人確認法以前は、借名口座の開設も結構あったという実情が存在する⁸⁾。そのため⑯は、PがSの依頼によりP名義の口座をQ信組に平成14年9月に開設したが、その際P、SとQの職員Rが同席し、Rが（法施行前だが）Pの運転免許証で「本人確認」をして、通帳・印鑑はRの面前でSが預かり、Sとその妻Tが入出金した場合に、預金債権はPに帰属するとした上で、PはSに預入金の払戻権限を包括的に授与していたとした⁹⁾。いずれも当時の実情と事案の特殊性から容認される判断であると考えられる¹⁰⁾。

三 本判決の検討とその問題点

1 本判決の検討

本判決は借名口座の開設が稀でなかった時代に開設された預金口座に関して、口座名義よりも口座開設と管理・利用実態を重視して、預金者は名義人Xではなく、口座開設・管理者Yであるとした。この点は⑯～⑳と同様である¹¹⁾。また本判決は普通預金と定期預金の双方に関し統一的に判断している。さらに本件では、入金頻度は口座開設・管理者Yが多いが、入金額は名義人Xの方が多いという特徴が存する。しかし、本判決は入金頻度を重視し、Xに帰属すべき入金は3度しかないとして、預金者はYであるとした¹²⁾。実は、その3度の入金も全てYがGに濫用されぬよう、Yが管理する本件普通預金口座に入金させたものである。Xが本件各口座を利用したことは一度もない。よって本件各口座の預金者はYとした本判決の判断は妥当である。

2 問題点

しかし本判決の結論に問題はないか。本判決が反訴請求を認容して、預金者をYと判断した結果、前記㉑㉒と㉓－750万円の総計68万余円をXは取り損なっている。裁判所の釈明権行使により、Yが反訴提起したので、Xはこれが認容された場合を考え、予備的請求等をすべきだったのかもしれない。しかしY自身も上記金額はXに帰属すると認め、それらを控除した金額がYに帰属する旨

主張していた以上、上記金額未精算の結論を導いた本判決には問題が残る¹³⁾。

四 おわりに

1 本件でYが、Xの株式売却金額としてEに保管の814万0169円を本件普通預金口座に入金し、うち750万円を出金した背景には、GがXの生命保険契約を解約して返戻金を入手したり、Xの預金口座もGが支配し解約しようとした事情が存する。そのためGに悪用されぬよう同金額をY管理の上記口座に送金し、さらに安心のため手元での保管を考え出金したとYは証言している。Yはほぼ毎週Xを自宅に招き入れ、Yの娘(Xの孫)と交流させる等、XとYは良好な関係にあり、Xの面倒を最も見てきたのはYであった。

2 本件は、Xについて成年後見が開始され、後見人に就任したZ(弁護士)がそのYを相手に不当利得返還請求をした事案である。高齢化の進展にもかかわらず、成年後見制度の利用が芳しくないと指摘され、その改正の検討が法務省で始まったが¹⁴⁾、成年後見制度の担い手である専門家(弁護士、司法書士等)の意識改革もまた必要なのかもしれない。

●—注

- 1) 本判決には131万1503円とあるが(金判1681号44頁(2)イ参照)、正確でない。令和4年8月末現在の本件各預金口座の合計残高224万7097円から、Xに帰属する前記⑦⑧と⑩—750万円の合計68万0326円を控除した残額156万6771円である。
- 2) 学説状況に関しては、安永正昭「預金者の確定と契約法理」石田=西原=高木選暦(下)『金融法の課題と展望』(日本評論社、1990年)161頁等参照。
- 3) 同様に⑥最判平15・6・26金法1685号53頁は、債務整理を受任した弁護士が、委任者から交付された金銭を弁護士名義の普通預金口座に入金していた事案において、委任者の財産として滞納処分の差押えをしたことにつき国賠法1条1項の「違法」があるかに関して、同預金は弁護士に帰属するが、税務署長の判断を違法とまではいえないとした。
- 4) 主要なものとして、潮見佳男「損害保険代理店の保険料保管専用口座と預金債権の帰属(上)(下)」金法1683号39頁、1685号43頁(2003年)、森田宏樹「判批」平成15年度重判(2004年)83頁、加毛明「判批」法協121巻11号(2004年)1961頁、内田貴=佐藤政達「預金者の認定に関する近時の最高裁判決について

- (上)(下)」NBL808号14頁、809号18頁(2005年)、岩原紳作=森下哲朗「預金の帰属をめぐる諸問題」金法1746号(2005年)24頁等。
- 5) 内田=佐藤・前掲注4)(下)22頁等。ただし同法理による帰結が一義的に明確でないことは、安永・前掲注2)論文からも分かる。これに対し名義重視説は明確である。その論者として、森田宏樹「振込取引の法的構造—『誤振込』事例の再検討—」中田裕康=道垣内弘人編『金融取引と民法法理』(有斐閣、2000年)139頁(但し普通預金のみ)、潮見・前掲注4)(下)44頁等。
 - 6) ⑦東京地判平31・2・27金判1582号46頁、⑧東京高判令1・9・18金判1582号40頁(⑦の控訴審)、⑨東京地判令3・3・2平31(ワ)4174号、⑩東京地判令3・4・28令元(ワ)17702号、⑪東京地判令4・2・25令元(ワ)27833号等。
 - 7) ④⑤最判前の借名口座に関する下級審裁判例として、⑰東京地判昭33・2・10判時144号26頁、⑱東京地判昭48・3・26金法690号42頁、⑲東京地判昭56・10・27判タ473号190頁、⑳東京地判昭61・10・27判タ631号179頁等がある。上記の4判決は全て出捐者が預金者と認定している。
 - 8) 本人確認法施行による取引実態の変化を肯定する見解として、潮見・前掲注4)(下)44頁、加毛・前掲注4)1977頁等。
 - 9) ⑯は普通預金の特殊性を強調しており、森田宏樹説の影響を看取できる。
 - 10) 加毛説からは、⑫～⑮も「当該取引に適合的な当事者の認定法理を採用」したと評価されよう。
 - 11) なお実態のない別法人名義の口座に関する⑳東京地判令4・1・13平30(ワ)18988号も「預金口座の帰属については、預金の名義のみに関わらず、振り込まれた預金の原資の帰属や、口座の管理や利用状況などを総合的に考慮して判断すべき」として、④最判参照とする(ちなみに、②の右陪席は本判決の単独裁判官である)。
 - 12) なお客観説からは、預入ごとに出捐者が異なれば実体上の預金者も複数ということはいくらでもありうると指摘される(菅原抱治「原因関係を欠く振込取引の効力(下)」銀法516号(1996年)40頁等)。
 - 13) 本件では、Xに関して成年後見が開始され、実質的な原告が後見人Zであるから、後見手続の中で、Yに対し別途請求すれば足りると判断したのかもしれない。
 - 14) 令和6年4月から「法制審議会—民法(成年後見等関係)部会」での審議が始まった。スポット的な成年後見制度の利用等が可能になる予定である。